

原付免許で運転できる一般原動機付自転車

原付免許で運転できるのは第一種原動機付自転車です。

第二種原動機付自転車を運転するには普通自動二輪車免許が必要となります。

【改正前】

- 1 総排気量 50cc 以下又は定格出力 0.60 キロワット以下の二輪のもの及び内閣総理大臣が指定する三輪以上のもの
- 2 上記に該当するもの以外のものであって総排気量 20cc 以下又は定格出力 0.25 キロワット以下の三輪以上のもの

【改正後】（新基準原付）

- 1 改正前の 1 及び 2
- 2 構造上出すことができる最高出力を 4.0 キロワット以下に制御して総排気量 125cc 以下の二輪車

※ 見分け方

総排気量が 125cc 以下の二輪車のナンバープレートには、白・黄色・ピンク色が並存しますが、第一種原動機付自転車と第二種原動機付自転車は、型式認定番号標で区別することが可能です。

第一種原動機付自転車の型式認定番号標は I-〇〇〇

第二種原動機付自転車の型式認定番号標は II-〇〇〇

となります。

また国土交通大臣による型式認定を受けない場合でも、国土交通大臣が認めた機関が最高出力確認を行い、最高出力が 4.0 キロワット以下に抑えられていることを証明する「最高出力確認制度」が設けられ、新基準原付に該当する場合は、「最高出力確認済みシール」が交付されることとなっています。

※ 注意点

- 最高出力が 4.0 キロワットを超える総排気量 50cc 超 125cc 以下の二輪車は普通自動二輪車免許（小型限定を含む。）が必要であり、総排気量が 125cc 以下であっても最高出力が 4.0 キロワットを超える車両について新基準原付ではありません。
- 新基準原付は改正前の一般原付に適用されてきた法の規定がそのまま適用されます。
 - ・ 原則として道路の左側端を走行すること（道路交通法第 18 条第 1 項）
 - ・ 二段階右折を行うこと（道路交通法第 34 条第 5 項）
 - ・ 乗車用ヘルメットの着用を行うこと（道路交通法第 34 条第 5 項）
 - ・ 法定速度は時速 30 キロメートルであること（道路交通法施行令第 11 条）
 - ・ 乗車人員は、一人を超えないこと（道路交通法施行令第 223 条第 1 号）
 - ・ 高速自動車国道及び自動車専用道路を通行できない（高速自動車国道法第 2 条及び第 17 条第 1 項並びに道路法第 2 条及び第 48 条の 11）